令和3年第4回町議会定例会会議の経過 (12月7日)

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

なお、瀬戸顯弘議員におかれましては、通院のため、本日の会議について は欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

通告順位7番、議席番号13番、石田照子議員。

13 番 石 田 皆様、おはようございます。

通告順位7番、議席番号13番、石田照子でございます。

私は、「デジタル社会をみすえ危険箇所の把握は住民の力を借りて」ということで質問いたします。

11月11日、「町長と語ろうまちづくり」が終了いたしました。参加者からは様々な御意見が出され、山北町民の意識の高さを伺うことができた。町のインフラの劣化や危険箇所を職員だけで全て把握することは難しく限界がある。

そこで、このような住民の力とデジタルを活用して、より多くの目で町全体を観察してもらったらどうだろうか。限りあるマンパワーを住民の力で補うことができれば、職員の負担軽減につながるとともに、危険箇所の迅速な対応が可能になることから質問する。

1. 住民には、散歩や日常生活の中で危険箇所や気になった点、問題ある箇所を写メに撮って通報していただく。

町は、通報用のアドレスを用意し、情報を1か所に集約することで、危険 箇所の迅速な対応につなげられるのではないか。

以上でございます。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、石田照子議員から「デジタル社会をみすえ危険箇所の把握は住 民の力を借りて」についての御質問をいただきました。 御質問の「住民には、散歩や日常生活の中で、危険箇所や気になった点、問題のある箇所を写メに撮って通報していただく。町は、通報用のアドレスを用意し、情報を1か所に集約することで、危険箇所の迅速な対応につなげられるのではないか」についてでありますが、町では月に2回、安全な道路環境を確保するため、町道のパトロールを実施し、危険箇所の把握に努めるとともに、通報を随時受け付け、閉庁日の電話であっても、緊急の案件については担当課で対応できるような体制を取っております。

現在、危険箇所等の通報については、窓口や電話のほかに、町のホームページなどで町民や観光客の方から担当課へ御報告いただいております。しかし、御質問にあります、写真を添付して通報をする機能はありません。

一方で、県道の損傷等については、9月からスマートフォンアプリを使用 した道路損傷通報システムの運用が神奈川県で開始され、写真による通報が 可能となりましたが、通報件数については、まだまだ少ないと伺っておりま す。

町では、県のシステムの今後の稼働実績等を踏まえながら、費用対効果や 職員の負担への影響等を勘案し、写真による通報の仕組みについての導入も 検討してまいります。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、本題に入る前に、デジタル社会を見据えたということで、いく つか町長に見解をお伺いいたします。

時代はもう想像もつかないようなスピードで進んでおりまして、特にデジタル化に関しては、猛スピードで進化をしております。国は、牧島かれん大臣率いるデジタル田園都市国家構想を模索しております。この構想は、地方創生の一つの戦略であって、当町にとっては大きなチャンスではないかと考えております。

この田園都市国家構想は、デジタル技術の活用により地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現させるもので、デジタル基盤の整備など、地方のデジタル実装を支援する制度だそうです。まさに、私たち、当町にとっては非常に大きなチャンスだと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 御質問の意味とちょっと違っていると思うんですけど。今現実、デジリンとかデジテンとかと言われまして、デジタル田園構想ということで、非常に今、国のほうでも盛んにやっておりますし、また、この17区の牧島議員がその担当大臣というようなこともございます。そういったような意味で、非常に山北町としても期待しておりますし、また、その目標であります地域の特性を生かして経済を回していくというような、そういうようなことは、これから非常に大事なことだというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 当町にとっても、デジタル化は非常に重要であるというような認識をお伺いすることができましたけれども。当町でも、SNSを駆使してツイッターやインスタグラム、ユーチューブなどを活用して、既にPRをしておりますね。また昨日、町長の答弁で、ホームページで発信してもなかなか見てもらえないというようなことをおっしゃっていましたけれども。まさに、それが、フォロワー数が意味をしておりまして、フォロワー数は354と非常に寂しい数字ではありますけれども。

これはさておいて、町長もインスタグラムをやっておられますよね。私、 やっていないのでお伺いしたいんですけども、情報発信のツールとしてお使 いになっている感触というのはいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 情報発信については、今御案内のように、LINEであるとかインスタグ ラムであるとか、あるいはフェイスブックであるとか、様々なものが使われ ていまして、それの日進月歩も非常に速いということですので、それらの中 で山北町に合ったものを情報発信としては使っていかなければいけないというふうに思いますし。また、先日ドコモさんと日立さんがやられたバーチャルのも体験させていただきましたけども、非常に技術がどんどん進歩しているということは感じております。ですから、そういったものに合ったような 町の情報発信というのは必要ではないかというふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 また、情報発信だけではなくて、情報収集のツールとしても非常に重要な

存在になっております。このように、デジタルのある社会はもう、私たちの 身近になっていますね。この情報発信のツールとしても、町長は便利にお使 いになっているのではないかと思いますが、いかがでしょう。

議 長 町長。

町 長 収集ということについては、当然、今現在、いろいろなメールであるとか、 そういったものが使われて、そして、それが一般的になっているということ で、なかなか我々の今役所で使っているようなものがすぐにそれに対応でき るかというと、なかなか今できない状態でございます。

> そういう中で、今後を見据えて、そういったような情報収集も、当然そう いうような方向に進むんではないかというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 個人的にも情報ツールとして便利に御利用されているんではないかと思いますが、いかがでしょう。

議 長 町長。

町 長 ちょっと答えになるかどうか分かりませんけども、あんしんメールの双方 向というのは必要じゃないかということで、何度か担当レベルで検討しておりますけども、なかなか、そこまでいっていないというのが現状でございます。多分、これから可能にはなってくるんだろうというふうには思いますけど。山北町では、今現在、4,000名近くの方があんしんメールを使っていただいておりますけども、さらに、そういったような双方向で写真等とか、そういったこともできれば、情報収集ができるのではないかというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 私がこの情報収集のツールとして調べたんですけれども、NTTドコモモバイル社会研究所の2021年1月の調査によりますと、年々日本国内におけるスマートフォンの所有率が増加しているそうです。今から11年前の2010年には4%程度だったスマートフォンの所有率が、5年後の2015年には5割を突破し、2019年に8割を超えたそうです。そして2021年には、スマートフォンの比率は9割を超えたそうです。日本国内のスマートフォン、携帯の所有者のうち、スマートフォン比率が92.8%になったそうです。ほとんどの方がス

マートフォンをお持ちになっているというようなデータが出ております。ネットでしっかり調べたんですけれども。

このようなアナログの私でも、気がつけばデジタルの恩恵にあずかっているわけですね。データにもあるように、国民の9割以上の方がスマートフォンを利用しているというデータが出ておりますので、このスマートフォンで情報を提供していただくということは、ごくごく自然なことではないのかなと感じるんですけども、町長いかがでしょう。

議 長 町長。

野 当然、どの程度までの情報を連絡していただくか、あるいは、また自分から当然発信する分には問題はないんですけど、黙っていても、いろんなビッグデータが今のスマートフォンでは収集される。例えば、位置情報とか、そういったものも、もう簡単に分かってしまう。そういったようなことについて、どういうふうに、これから社会基盤としてやっていくのかというのが、やっぱり一つの国に対しても、また我々に対しても、我々も考えていかなければいけないことだというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 このネット環境には危険性もはらんでいるので、その辺の注意も、行政と しては、当然、必要かとは思いますけれども。

> また、もう一つ、ネットで調べた情報なんですけれども、危険箇所の情報 提供を呼びかけている自治体というのは結構あるんですね。近隣では、松田 町、秦野市辺りがやっておられます。また、国のデジタルガバナンス実行計 画では、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される 100%デジタル化の実現に向けた取組が進められているそうです。もう100% デジタル化です。この移行に先駆けて、危険箇所の通報制度というのは、住 民にとっても職員にとっても練習課題というか、その前段階として、非常に 導入するには大きな意味があると思うんですけど、町長いかがお考えでしょ う。

議 長 町長。

町 長 やはり、本当の危険箇所、人命に影響があるような、そういったものについては、そういったようなことが必要だというふうに思っておりますけども。

そうでないもの、軽微なものについては、やはり慎重にやらないと、あまりにも多くのデータが来てしまっても対応が、今度は職員に負担がかかるというようなこともございますから、その辺は慎重にやっていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 危険箇所についてはというような前置きを置いて、それ以外のいろいろな データが入ってきたら職員の負担になるというような今お話でしたけれども。 私は今回、危険箇所の通報にということで、危険箇所と限定しておりますけ れども。そうしますと、危険箇所だけを通報していただくようなシステムだ ったら、町長は積極的に導入したいというお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 実際に検討してみないと、ちょっと何とも言えませんけども。いいことだけを考えてやるのと、実際に運用をしていく中で、それを皆さんがどのようにやっていくというのは非常に違った問題だろうというふうに思っています。今現在、例えば山北町、ふるさと納税をやっておりますけども、皆さんがふるさと納税は知っているけど、じゃあ、どうやって頼むかといって、山北町を開いてくれる人はほとんどいないわけです。ほとんどポータルサイトから行くというやり方ですから。要するに、皆さんが仮にそういうような危険箇所を導入しても、じゃあどうやっていくのかと言われると、やはり普通にあるプラットフォームを、どこかを皆さんが使っているところで入っていくということになるでしょうから、そういった意味も含めて研究が必要だろうというふうに思っています。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それについては、町の周知方法が一番重要になってくると思うんですね。 周知をしっかりさせれば、そういうシステムがあるんだというような、町民 に認識が行き渡ると思うんです。

> そういう意味では、今、町長から、そのようなお話が出ましたので申し上 げますけれども。コロナでイベントが今なかなかできない状況ではあります ので、コロナが収束したらという前置きを置きますけれども、イベントのた びに説明ブースのようなものを設けていただいて、1回と言わず何回も周知

の場を設けていただく。そのような親切丁寧な対応をすれば、町民にもしっかりこの通報システムが行き渡るんじゃないかと思うんですよ。

野 最初にも申し上げましたとおり、あんしんメールが双方向にできれば、少なくともそれだけの人は承知して使っているわけですから、当然、我々の、要するに受ける側の機能だけをどういうふうにできるかということで、それは可能だと思うんですけど。持っていない人に、スマートフォンは持っているけど、どういうふうにやるといったら、やはり電話であるとか、そういったことが普通に行われるんではないかというふうに思います。その辺は、やはり研究が必要だろうというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 スマートフォンの保持者が9割以上というデータが出ていたとしても、私 を含めて、その操作がなかなか使いこなせていない方のほうがほとんどだと 思います、それは確かに。ですから、アプリのダウンロード方法から通報の 方法の一連の流れを機会あるごとに町民に説明していただきたいというお話 を申し上げたんですけれども、もし導入に当たって、そのような対応はして いただけるようなお考えはございますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 ちょっと私だけでなくて、担当課のほうからも、ちょっとそういった考え を聞いていますので都市整備課長。

議長前東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長 私もデジタルのほう、あんまり詳しくないんですけども。そういうの、今、町長の回答にもありましたように、県のほうで、この9月1日から道路関係、そちらのほうは、スマートフォンから「マイシティレポート」というアプリをダウンロードしまして、それでユーザー登録することによって、位置情報ですとか、そういったことをやれるシステムになっておるんですけども。うちのは今、当然ないんですが、県のほうでも9月から始めまして、11月末現在で、送られてきた通報に関しましては、県下で19件です。県西土木地区に限っては1件ということで。こちらの内容につきましては、道路に穴が開いているとか、側溝が詰まっているとかというような状況の

あれでございました。

町のほうも、町長の答弁にもありましたように、しばらく県のほうの様子を見ていきたいなというところもございますんで、状況によっては、そういったことのシステムといいますか、考えていければと思っております。先ほど議員さんのほうから、私も知らなかったんですが、松田町と秦野市でやっていられるということで、その辺の情報もちょっと仕入れて検討したいと思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、ちょっと質問の内容を変えてみます。

頂いた回答書によりますと、町では月に2回、パトロールを実施しているという。月に何回もできないので、月に2回しかできないからこそ町民の力を借りる必要があるのかなと思うんですけれども。それはさておいて、通報を随時受け付けているというようなことですけれども、通報としては、月にどのくらいあるんでしょうかね。

議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新邦対策室長 通報につきましては、直接窓口のほうにいらっしゃる方と、当然電話もあるんですが、窓口に来られる方が多いような気がいたします。自治会長さんですとか、一般町民の方もそうなんですけども、月にしますと2件か3件じゃないかなと思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 その内容としては、どのような内容が多いでしょうか。

議長新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長 内容につきましては、やはり多いのは道路の穴埋めですとか、側溝が詰まっていますとか、街灯が切れていますとか、草が道路のほうに民地側から 出ていますよとか、そういったものが多いですね。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 緊急の案件については、夜間も受け付けているというような状況のようではございますけれども。また次のところで、窓口や電話のほかに、町ホームページなどで町民や観光客の方から担当課へ御報告いただいておりますということのようですけれども、観光客からは、どのような内容の通報が多いの

でしょうか。

議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 先ほど、草が覆いかぶさっているというようなお話もありましたけれども、私も町民から通報いただいて、標識に木が覆いかぶさっていて道路標識が見えないと。あるいは、看板が字が薄くなっていてドライバーから見えにくいというような通報いただいて、町側に問い合わせて、すぐに対応していただいたことがございますけれども。通報の時間帯とか曜日によっては、どんなに早く対応しても、2日や3日たってしまいますよね。これがスマホか何かで通報ができれば、位置も位置情報で分かりますし、写真でどのような状況かも、そこの現場へ行かなくても把握できるわけですから、早急の対応に結びつくと思うので、これはやっていけば、町民にとっても職員にとっても非

常に重要なアイテムになると思うんですけれども。

そこで、次に費用対効果や職員の負担への影響を勘案するとありますけれども、この費用対効果というのは、安全に対しては費用がかかっても、費用対効果が生まれなくても取り上げるというか、システムを導入する必要は十分あると思うんですね。例えば、公園の損傷などの場合に、これは場合によっては、子どもの大けがや命に関わるような状況もあろうかと思います。こういうことは費用対効果なんて言っていられないで、効果はなくても、お金に換算できない効果もありますので、早急に対応しなければいけない。こういうときに、この通報システムがあれば、町民の安全、子どもたちの安全をしっかり守ることができると思うのですよ。町長いかがでしょう。

議 長 町長。

野 表 おっしゃるように、例えば遊具であるとかというのは、確かにおっしゃるとおりだというふうに思っています。費用対効果とかということではなくて、当然、危なければ直すまでの間、使用不可にするというようなことをやっているというふうに思っております。

しかし一方で、そうでない、一番多い、例えば道路がちょっと穴が開いて

いるとか、そういったものに関しては、やはり非常に一般の人が考える、 我々が一般的には埋めればいいだろうみたいに思うんですけど、実際に担当 の、あるいは業者のほうによると、「いや、これは埋めてもすぐ戻っちゃう から、しっかりこうやらなきゃいけない」ということになると、やはり、こ こを切り取ったりして、そして、しっかりした補修をかけるというふうにな りますから、当然、時間、それから費用対効果がかかるということになりま すので。その辺は、やはり、最初に申し上げたとおり、人命に危険が及ぶよ うなものについては、もうどういう状態であれ、電話であれ、写真であれ何 であれ対応しなければいけないというふうに思いますけど、人命にさほど影 響がないものについては、やはり費用対効果も考えながらやっていかなけれ ばいけないというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 何か、このようなすばらしいシステムがあるのに、なぜちゅうちょしているのかなと疑問に思うんですけども。多分、町長が心配されているのは、通報が膨大に来てしまって、その対処に職員が追われてしまったらというような心配もあるかと思うんですね。でも、先ほど月にどのくらいあるのかとお聞きしたらば、月に二、三件だというようなことをお聞きしております。それで、窓口に来るのが自治会長さんというようなお話ですけれども。なぜ自治会長さんが窓口に来るかというと、そういう通報システムがないからだと思うんですね。通報システムがあれば、わざわざ役場まで足を運ばなくても連絡はできるわけです。ですから、これ、前向きに検討していく必要がある

かなと思うんですけれども、町長いかがでしょう。

議 長 町長。

町

長 私も一番先にお願いするのは、やはり自治会長さんだろうというふうに思っております。今現在、自治会長さんも、そういったような地域要望とか何かでいろいろな案件、道路も含めて様々な案件、毎年出していただいております。その中でも常に申し上げているんですけども、そういったような緊急性のあるもの、あるいは簡単な補修であれば、自治会要望によらず、直接担当課のほうで来てくださいと。あるいは、連絡していただければ、そこを見に行って、そして一番最善の方法を考えますということで申し上げています。

ですから、一番最初にそういったような連絡をいただけるようなものとして は自治会長さんが、私のほうとしては、一番先に考えなきゃいけないだろう というふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 自治会長さんにお願いするのもいいんですけれども、町民が今九百前後、 子どもも入れますといるわけですから、自治会長さんの目で十何人で見るの と何百人で見るのとでは、やはり情報の収集能力というのは大きく差があり ますので、これが自治会長さんに限らず、多くの町民の目を、また、皆さん が持っているスマートフォンを、文明の利器を大いに利用していただきたい なと思います。

> そこで、一番最後に、通報の仕組みについての導入も検討してまいります と回答いただいておりますけれども、検討するというのは、先輩議員にお伺 いしたんですけれども、行政用語で何もやらないことだと聞いておりますけ れども、この検討していくというのはどのような意味合いがあるのか、ちょ っと御説明いただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 担当課のほうの考えているのと私のと多少違うかもしれませんけど。先ほど言ったように、一つはあんしんメールが一番、町でも一生懸命やっておりますし、それによる通報なり、あるいは写真ができるかどうかは、まだ分かりませんけど、そういうようなことが、あるいは自治会長さんというようなことで。県のほうのやっているアプリダウンロードしてというのは、実際、高齢化の非常に多い山北町で果たしてそれができるんだろうかと。なかなかスマートフォンは持っているけども、写真撮ることと通話することと、三つか四つしか使っていない。私自身すら四つぐらいしか使っていませんから。そういった意味では、なかなか新しいアプリに接続して、それを使いこなす、通報に持っていくというのは非常にレベルが高いというんですか、難しいんではないかというふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 だから説明が必要なんですよ。イベントのたびに説明ブースを設けていた だくと。そして、またアプリを使う方法もありますけれども、LINEでも

通報システム、写真を送って、ちょっとコメントを入れて通報できるようなこともできますので、結構、LINEを使っている自治体が多いので、LINEならば皆さん使っているので、そんなに抵抗はないのかなと思うんですけれども。その辺の進退は町の手腕、説明力にかかっておりますので、その辺は町長、あまり心配する必要ないと思うのですけども、いかがですか。

議 長 町長。

野 実際に私もLINEを使っていまして、この間も倒木があったという通報 を写真つきでやって、すぐ対応をいたしましたけど。可能性としては、非常 に、可能性が一番高いのではないかというふうには思っていますけど、それ でも全員の人からというわけには、なかなか難しいのだろうとは思いますの で、その辺は研究していかなければいけないなというふうに思っています。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 LINEなら可能性が高いというようなお話伺いましたけれども、先ほど の検討しているということについて、ちょっとはぐらかされたような気がしますので、もう一回お伺いいたしますけれども。検討するということはどう いうことなんでしょうか。

議都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長 いろいろ調査しまして、前向きにやっていくということだと思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 前向きにという回答いただきましたので、前向きに導入に向けて取り組んでいただけるのだなと理解をいたしました。町長、それでよろしいですか。

議 長 町長。

町 長 もともと、もう数年前から、要するに、あんしんメールについては、何と か双方向型で、そして写真もできないかということで、業者のほうと何回か 打合せをしています。私は、それが一番本当は、LINEももちろん、当然 いいんですけど、LINEをやるということになると、その人たちが全部、 町の特定の、例えば都市整備課なら都市整備課に登録しておいていかなきゃ いけないというようなことがあるんで、そこのところは受けだけになっちゃ いますから、どうしてもそこのところは、なかなか実際には難しいんじゃな いかなと。あんしんメールであれば、ふだんからいろいろな情報発信をして

いて、それも受けるというようなシステムですけど、LINEで、我々から、 その情報で受けるのはいいけど、じゃあ発信するときにどういうふうにした らいいのかというと、特定の人になっちゃいますし、その辺のところの難し さというのがあるんじゃないかなというふうに思っています。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 LINEは特定の人になってしまうというようなお話でしたけれども、そ うではないと思います。町が管理したLINEにしておけば、町のほうへ通 報が行くわけですから、特定の人に行くということはまずないと思いますし。 また、あんしんメールを利用したらどうかというのが一番確率の高いような

お話をされておりますけれども、あんしんメールについても、設定は町のほうで、お年寄りには親切丁寧に設定をしていただいて、今の普及率につなが

っているんだと思うんですね。

ですから、方法はLINEにしろ、あんしんメールにしろ、どれでも結構です。もしLINEにするならば、またあんしんメールのときと同じように、何かの折に町側がセッティングをしていただければ、あんしんメールと同じように普及すると思うんですね。その手法は町側にお任せをいたしますので、まずは危険箇所の通報システムについては、課長からも前向きに導入の方向に行きたいというようなお話をいただいておりますので、町長もその方向でぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、町民の安全を守るのは町長の責任です。このデジタル化というのは、当町にとっても非常に大きなチャンスであり、また、町民にとっても非常に便利なアイテムなんですね。特に、当町のように買物難民だとか交通難民なんて言われているような地域にとっては、非常に町民にも優しいシステムというんでしょうか、アイテムなのですね。ですから、これは町民のためにも導入をしていただきたいと思いますけれども、コロナ収束後の社会を見据えて、町長の鋭意ある決断で前向きに導入していくと理解してよろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 まず、誤解してもいただきたくないんですけど、とにかく今はデジタル化 が急速に進んでいる。今、私の中で、町がやっている中では、例えばあんし

んメールやLINEというのが通常ですけど、これがどんどん変わっていくんじゃないかというふうに思っています。ですから、一番最善の方法というのが、これからどういうふうになるか。そして、危険箇所も最初に言ったとおり、本当に人命に危険があるようなものについては、もうどんな理由であっても、電話であれ写真であれLINEであれ、どんな形でも、町としてはそれに対応していかなければいけないというふうに思っていますけど。そうでないものについて、どの程度、判断するかというのは、また違った問題だろうというふうに思っていますんで、それらを含めて、一番いい、これからやり方というのはあるんではないかと。我々も自分でインスタグラムやっていて、投稿するときに、かつて北海道の五稜郭で問題になりました、色を変えちゃうという、ああいったことが簡単にできる今のシステムですから、そういう中で、果たして、どこまでが、例えば写真を見たから、全てが、これが情報として正確なのかというのは、やはり投稿する人にとっての考え方というのもあるでしょうし。

そういったことも含めながら、我々も新しいデジタルのシステムに関して、様々なことを考えてやらなければいけない。特にマイナンバーとか、これから社会保険だとか、そういったものが統一されていくと。そういう中で、いろいろなシステムがあまりにも多くあるのは、やはり使いづらいだろうと。やはり、できるだけプラットフォームは単純にして、そこから入っていけるようなシステムがこれから必要ではないかというふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 これで終わりにしようと思いましたけれども、先ほどの町長のお話を聞いて、ちょっと言いたいことがございますので、言わせていただきますけれども。

最新のシステムだとか、その情報が本当に真実なのかどうかなんて心配していたらば、なかなか導入はできないですよ。まずは始めることが重要であり、また、善良な山北町民をぜひ信じていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 ですから、今現在、皆さんが使っている、私なんかも使っているLINE とか、そういったものが、今でしたら一番可能性はあるということは、当然

我々も承知していますけど、これからのデジタル社会というのは、もっと急速に行くのだろうというふうに思いますので、その中で、我々は国が決めたことにも協力していかなければいけませんので、そういった意味では、マイナンバーとか、そういったものも視野に入れながらやっていかなければいけないというふうに思っています。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 デジタル化には積極的に対応していくというようなお考えかなと思うんですけれども。いろんな情報が集まった場合に、やはり優先順位をつけて対応しなければいけないと思います。それで対応できるものと対応できないものもあると思います。それをしっかりうたっておけば、町民だって「こういうこと言ったのに何もやってくれないじゃないか」というようなことは起こらないと思いますし、たとえ起きたとしても、それはいろいろあるケースの一つだなと捉えて、後ろ向きな考えじゃなくて、ぜひ前向きに捉えていただきたいなと思います。

これで終わりにいたします。

議 長 次に、通告順位8番、議席番号12番、冨田陽子議員。

12 番 冨 田 受付番号第8号、質問議員12番、冨田陽子です。

件名、「目指せ 日本一の投票率の町」。

全国的に選挙の投票率の低さが問題となっている。10月31日に行われた衆議院議員総選挙でも、全国平均の投票率は55.93%で、戦後3番目に低い投票率であった。一方、山北町は、67.77%と県内1位の投票率の高さであり、住民の選挙・政治に関する意識が高く、誇ることができる。だが、2012年の衆議院議員総選挙の投票率は70%を超えていて、投票する人が減っていることが伺える。

要因として、若年層の政治離れに加え、町内では高齢化に伴い、投票所に 自力で行くことができない人が年々増えているからではないか。社協のおで かけ号、共和の福祉バス、試行中の清水三保のデマンドタクシーと少しずつ 便利にはなっているが、選挙のある日曜日には運行していない。高齢化が加 速する中、この先10年後には、自力で投票所に行ける人が果たしてどれだけ いるのだろうか。介護が必要な高齢者だけでなく、乳児を抱えた方、障害の ある方など外出することが困難な方にとって、SDGsの誰一人取り残さないという視点から見ても、1票を投じる負担が大きいことは、政治に社会的弱者の声を酌むことができない重大な問題である。

若年層の政治離れにもふだんの日常や教育の中で、もっと身近で関心を持ってもらえる工夫、投票しやすい工夫が必要と思い質問する。

- ①期日前に移動式投票カーを町内に走らせて、各地区を回ったり商業施設に停留して投票しやすい仕組みに取り組んでは。
- ② 投票日に社協のおでかけ号、共和の福祉バス等で臨時便が出せるよう 予算がつけられないか。
- ③働く子育て世代は仕事や育児に忙しく、指定の投票所で投票が難しい こともある。町長選挙、町議会議員選挙以外の選挙では、小選挙区内ではど こでも投票が可能になるよう、小選挙区内で連携が図れないか。
- ④選挙権がない年齢のうちから、選挙・政治の知識、関心を深め投票意 欲を高める必要があると考える。選挙の出前授業や模擬選挙を教育の中に取 り入れては。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、冨田陽子議員から「目指せ 日本一の投票率の町」についての 御質問をいただきました。

> 初めに、冨田議員の御質問については、町が実施するものでなく、町選挙 管理委員会が執行する業務に対する質問もありますので、私からは町行政の 立場で考え方を述べさせていただきます。

> まず、1点目の御質問の「期日前に移動式投票カーを町内に走らせ、各地域に回ったり商業施設に停留して投票しやすい仕組みに取り組んでは」についてでありますが、本町は面積が広く、また集落が点在している地域があることから、他市町村に比べ投票所の数も多く、現在14か所の投票所を設置しております。

移動式投票カーを導入した場合、投票事務に係る新たな経費が発生することに加え、二重投票を防止する厳重な対策が必要となります。投票率向上のために利便性の向上を図ることは重要ですが、選挙において優先されるのは

適正に誤りなく確実に執行されることであります。

また、選挙事務は複雑多岐にわたっているため、投票所内で不測の事態が 生じた場合、速やかに対応できる職員の配置が必要となりますが、現在の人 員ではその確保が困難であります。

このため、移動式投票カーの導入については、これらの課題を十分に認識 した中で、慎重に議論されるべきと考えます。

次に、2点目の御質問の「投票日に社協のおでかけ号、共和の福祉バス等で臨時便が出せるよう予算がつけられないか」についてでありますが、町社会福祉協議会のおでかけ号は、高齢者・障害者の外出支援を目的に、また、共和福祉バス運営会の共和福祉バスは、共和地区住民の日常生活における移動手段として、いずれも利用対象者を限定し、平日のみ運行されております。

御質問の投票日における臨時便の運行についてでありますが、先ほど回答したとおり、本町では14か所の投票所を設置しており、先日執行された第49回衆議院議員総選挙における投票率は、67.77%と県内で最も高い投票率でありました。こうした状況を踏まえますと、現状では、投票日当日に投票所までの臨時便運行に対するニーズは、それほど高くないものと考えております。

次に、3点目の御質問の「働く子育て世代は仕事や育児に忙しく、指定の投票所で投票が難しいこともある。町長選挙、町議会議員選挙以外の選挙では、小選挙区内ではどこでも投票が可能となるよう、小選挙区内で連携が図れないか」についてでありますが、現行の公職選挙法では選挙人名簿に登録された市町村で投票できることとなっており、他市町村の投票所で投票することは認められておりませんので、御質問の小選挙区内で連携を図ることにつきましては、公職選挙法の改正が必要となってまいります。

次に、4点目の御質問の「選挙権がない年齢のうちから、選挙・政治の知識、関心を深め投票意欲を高める必要があると考える。選挙の出前授業や模擬選挙を教育の中に取り入れては」についてでありますが、平成27年の公職選挙法等の改正に伴い、選挙権を持つ年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、御質問のとおり、若い世代に対する主権者教育の重要性が増しております。

こうしたことから、中学校では、社会科の公民分野や特別活動、総合的な 学習の時間等で、主権者教育の推進を図っております。また、選挙管理委員 会で管理する投票記載台や投票箱を、生徒会の本部役員選挙の際に貸し出し、 リアルな選挙を体験しております。

小学校6年生は、「山北町子ども議会」の経験を通して、議会の仕組みと 重要性を学んでおります。

これらにより、選挙や政治への興味・関心を高めることにつなげてまいり たいと考えております。

議 長 12番、冨田陽子議員。

12 番 冨 田 再質問をさせていただきます。

まず県内での投票率は、今回1位という高い結果でありましたが、今回の 衆議院議員選挙の投票率の67.7%という数字の結果を、町長はどう考えられ ておりますか。

議 長 町長。

町 長 私的には、今、投票年齢が18歳に下げられた。そして、若い人たちが投票になかなか来ていただけない。そういうことを考えると、仮に二十歳以上であれば、投票率としては70%を超えたんではないかなというふうに思っておりますんで、今の制度的な問題、あるいは山北町の人口動態を見ると、これ以上は、なかなか難しいのかなというふうに思いますし、県内で1番ということを考えれば、やはり、相変わらず山北町の人たちについては、非常にそういったような関心が高く、本当に投票率としては、私は高いんではないかというふうに考えております。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 山北町の町民の関心が高いということですが、これまでも町民の方に話を聞きますと、「山北町は、昔から投票率って高いんだよ」とか「80%を超えていることも今まではよくあった」というふうに言われているんですけども、山北町の選挙の投票率が高いということについては、どういうふうに理解されているでしょうか。

議 長 町長。

町 衆議院議員とか、そういったものについては、どちらかというと国政の話

ですから、もっと身近な選挙になると、どうしても複数の方から直接頼まれたりということもありますから、やはり、今の山北町、14か所ある中で、誰が来ていないかというのがすぐ分かってしまうような状態ですから、そういったようなことも含めて、皆さんが選挙に行っていただけるんではないかというふうに考えております。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 今回の結果だけではなく、常に投票率が高いということは、町民性というか、そういう地域柄ということだと思うんですけれども。山北町の町民がふだんから地域のこととか政治に関して関心がある。あるいは自分事として捉えているからという、そういう町民が多いからということではないかと私も考えています。そして、自分の1票の重要性をそれぞれの町民の方が認識している結果ではないのかなというふうに考えております。

全国的に投票率が低いことが問題になっている、課題となっているのに当 町の投票率が高いということは、この町の誇るべきこと、声を大にして言う べき、自慢するべきことだと私は考えます。そうであるならば、この際、選 挙で課題と思われることに取り組んで日本一の投票率を目指す、あるいは日 本一住民が積極的な政治参加の町だということを町民の、山北町の特色にし てはどうかと考えて、今回、提案させていただきましたが、このような考え 方については、どうお考えになるのでしょうか。

議 長 町長。

町

長 要するに、今までの高齢化、山北町、とにかく高齢化が非常に進んでいるという中で、どうしても自宅にいないで、あるいは病院であったり、あるいは通院していたり、様々な関係している方がいますんで、そういった方については、どうしてもなかなか選挙に当日行くというのが難しいという方もいらっしゃいます。できるだけそういったような方にも、そこの病院で投票もできたり、あるいは様々なシステムはあるんですけど、それでも若干そういう意味では難しいところはあるのかなと。一方では、やはり若い方の、18歳までしたことによって有権者数は増えましたけども、その分の投票率は、どうしても若い方については低いということですから、これから考えなければいけないのは、若い人たちをどうして投票所に来ていただくか。そういった

ようなことが一番大事だろうというふうに思いますので、私のほうも、前から期日前投票をもう少しほかのところでできないかということで、担当課のほうに聞きましたけど、どうしても1か所しか駄目だということで、ここしか期日前投票はできないということになっているそうです。ですから、ほかのところで、例えば三保とか清水の支所で期日前投票できないかということも考えましたけども、それも法律上難しいということで、今、期日前投票についても、ここの本所で、庁舎でやるしかないというふうに伺っております。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 町長も期日前投票所については、そのようなことを考えられているという ことですが、法律上というか、町行政が期日前投票所について設置のことを 決められないから、それは町の選挙管理委員会が1か所と定めているからと いうことなんでしょうか。

議長総務防災課長。

総務防災課長 期日前投票所につきまして、まず法律上、例えば、今、役場で1か所やっております。これについては、その期日中、ずっとやらなければいけないと。三保支所でやるなら三保支所でもできると。その代わり、ここに1か所は必ず置いて、この日は三保支所、この日は清水支所というのは法律上可能です。ただ、人がそこに配置できないので。ですから法律上、ここの役場の期日前の投票所を今日は閉めて、三保支所に持っていくとか、そういう法律に変われば、人的には対応可能なんですが、今の法律ですと、役場に1か所置いたら、それはもう、ずっと置かなければいけないと。三保支所は、プラス1で、その分配置をしなければいけないという法律になっていますので、実施するのは、なかなか困難ということになっております。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 そこのところは理解いたしました。それでは、行政、町選挙管理委員会と してできるということは、費用がかさむからそこはできないということと理 解しました。

今回、選挙のことを取り上げさせてもらった背景としては、共和の福祉バスの利用者が、前回の衆議院議員選挙のときに、投票所へ行くのにバスを利用できないかという声が多数あったからです。具体的に話を聞いていくと、

これまでは近所の方が投票に行くときに一緒に乗せていってくれるそうです けど、自分からは乗せてくれる方に「選挙に行きたいから同乗させてほし い」だとか「車を出して」と自分からは言いにくい。あるいは、選挙のとき に乗せていってくれると声をかけてくれた方がいたんですが、その人と投票 所へ行くと周囲にどう思われるかという、人目を気にして、なかなかその方 の車に一緒に乗ることができなかったとか。では、当日ではなくて平日、福 祉バスを使って期日前投票所に行ったらどうかと、そういうふうな質問をし てみたんですけれども、「当日投票に行けない理由に当てはまらないからう そをついているようで嫌だ」ということで、期日前投票所も利用していない ということでした。これって、共和地区のことだけの課題と考えれば、福祉 バスの運営委員会の何か、その辺の団体で相談して解決できる、検討できる ことかもしれないんですけれども、同じような悩みを抱えた人は、この山北 町町内にも、選挙に行きたくても行けないという方が、同じような悩みが多 いと思ったので、今回、町内の共通の課題として挙げさせていただきました。 答弁の回答では、費用のことですとか職員の配置とか、困難であるという、 慎重に議論されることというふうな回答がありますけれども、こういう声は、 実際、町もしくは選管に声が届いているのでしょうか。

議 長 総務防災課長

総務防災課長 投票をそういう、実際、「私行きたいんですが、行くことができない。 何とかしてくれ」というのは、今回の衆議院選挙では、直接はありませんで した。

議 長 副町長。

副 町 長 共和の福祉バス、その他のことについて言わせると、共和地区の夏まつり、 ゲートボール大会、そういうときに、共和福祉バスを臨時便として動かすん で、ぜひ行ってください、ぜひ来てくださいということもあります。同じよ うなことも、町が今、試行運転でやっています清水地区のデマンドタクシー も含めて、いろんなことが考えられるんじゃないかというふうな形で、その 辺は対応していければと思います。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 この答弁書の中では、現状は、投票日当日に投票所まで臨時便運行に対す

るニーズは、それほど高くないと考えておりますと回答をいただいたんですが、今の副町長の回答だと、そういう声があれば、対応していきたいというお考えでしょうか。

町 長 おっしゃるように、そういったような、例えば福祉バスのようなものが利 用できないかという声が多くあれば、当然、それは検討して、その方向に進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 共和地区では、そういうふうな解決策が考えられると思うんですけれども、 実際に全体で考えてみますと、今現在、高齢者で特に要介護認定5の方は、 郵便投票が認められています。では、要介護3、4の方は、実際に一人で選挙に行けているんでしょうか。要介護認定の3ですと、日常生活が介助なしでは送ることができない。3、4はされています。山北町では、要介護認定3と認定された方が121名、要介護認定4とされた方が82名、合計約200名、令和3年10月現在いるというふうに聞いております。また、障害者手帳を交付されている方も、身体のほうでは433件、精神のほうでは64件、療育のほうでは94件、合計591件の方が障害者手帳を交付されているということです。認定されたから、障害者手帳を交付されているから投票に行けない、イコールではないかとは思うんですけど、この方たちが実際に投票所に行けているかということは把握はできているのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 まず、選挙を執行しているのは選挙管理委員会なんですが、そちらの選挙 人名簿で全て行います。選挙人名簿には、介護度とか障害者手帳を所有して いるとか、一切記述はございませんので、選挙管理委員会としては、そうい うものは把握しておりません。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 把握されていないという御回答がありました。第2期人口ビジョンの総合 戦略の中では、75歳以上は、2020年では19.8%、2030年には29.5%と後期高 齢者の割合が上がっています。2012年の投票率の結果を見ますと、70%を超 えているということは、徐々に高齢者が山北町の中で増えて、投票に行きた くても行けないという方が増えてくるんではないかな。今すぐ何かを取り入れるべきではありますが、今後、10年後、20年後は、じゃあその方たちはどうするのかと、これは投票だけの問題ではないかと思うんですけれども、そういうことを踏まえて、今回、移動投票カー等の提案をさせていただきました。

箱根町では、平成30年に島根県の山間部で期日前移動投票カーを取り入れた例を参考に取り入れて、移動投票カーで投票した人は、期日前投票者の全体の30%が利用しているということです。実際に聞き取り調査をした結果、4年続けた移動投票カーを今年からやめて、今年からは、各地区を半日ずつサテライトで出張の期日前投票所を設けることにしたということでした。その理由としては、投票カーで車に乗る、その段差の乗り降りが大変不便だという声があったからだと聞きました。

ここで考えたいポイントとしては、一番参考にしたいポイントとしては、 有権者の声をきちんと聞いて、それを期日前投票の投票所に反映させている ということだと思うんですけれども、そういう声があれば、現在は町内では 取り入れるのは困難だという御回答ですが、今後声を聞いて、そういう手段 も考えられるべきだとは思うんですけれども、そういうことは、今後検討の 課題にはなるでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 答弁のほうにも書いてあるとおり、まず人の配置が非常に困難なんです。 というのは、今でも期日前、今回もずっとやらせていただいたんですが、中 には投票できないよという方も、書くのはちょっと苦手という方がいます。 それ、代理投票という制度があって、やります。それで、その場合、総務防

災課の職員が2人すぐ行って、それをやるようになります。

ですから、今、下に事務につくのが、プラス、そういう職員も必要になります。期日前のときは、もう選挙の準備をずっとやっております。その事務の傍ら、呼ばれたらすぐ2人が行くような形になりますので、これを新たに、例えば三保のほうにやるとしたら、三保のほうにも事務以外で、そういう何かのときのために人を置いておかなければいけません。そういう人が今の段階では、ちょっと本当に困難だというのが、まず第一にあります。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 その人員を確保するというのは、そこは選管がその配置をするのでしょう けれども、行政が予算の配分というか、そこに新たな計上ができれば可能、 費用の問題だということでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 先ほども言いましたが、まず人の話です。選挙、かなり高度な知識という か経験等が必要になります。ですから、今、選挙管理委員会の庶務班が4人 当たっております。それ以外にまた配置をするとすると、その前に担当して いた職員が担ってくると思います。それは今、違う課で仕事をしております ので、その方たちを何日も選挙のために確保するというのは、なかなか困難 でありますので、ほかの業務が進まなくなりますので。ですから、先ほど人

がいないということで、困難だということで話させていただいています。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 人が困難だということは、今の回答でお聞きしましたが。コロナのワクチン接種と同様に考えてはいけないかと思うんですけれども、今回の緊急事態的なコロナウイルスの感染拡大で、コロナワクチンの接種で集団接種会場へ、今回、緊急事態ということで、各課からの人員の配置ですとか、直接自分の足で集団接種会場へ行けない方への車の送迎なんかも迅速に対応していただいて、山北町の接種率というのも80%を超えていると思うんですけれども。それって、コロナの緊急性を配慮して、今回そういうようなことをしていただいたと思うんですけれども、それを選挙にも今後応用する、こういうことが可能であれば、今後こういうことが検討され、実施できるんではないかなと。山北町なら、いろいろな課の方が協力し合ってできるんではないかなというふうに、私自身は考えております。

というのは、コロナ対策の有効なコロナワクチン接種対応をされている、 その町長を選ばれたのは、やはり有権者の方なので、有権者の方の福祉のこ とを考えたら、やはり行きたくても行けないという方の選挙の重要性をもう 少し考えていただきたいと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

議 長 町長。

町 長 総務課長が人のことを言っておりましたけども、実際問題として、今、行

政改革で職員を減らしているわけですよ。ということは、御案内のように、 もしそういうようなことをやるとなると、そこで増やしていかなければいけない。当然、そういう職員を。ですから、そういったようなことも含めながら、今現在、様々なところで行政改革をやっておりますけども、それと半分逆行していくようなことにはなろうかと思います。そういったようなことが 議員各位の皆さんから御要望が強ければ、町としては職員の増員も含めて、 考えていきたいというふうに思っています。

議 長 副町長。

副 町 長 選挙事務に関して

選挙事務に関しては、国政選挙、衆議院議員とか参議院議員とか、お金の問題じゃありません。これは、はっきり言って国から出ます。かかる経費は出ます。それから、県会議員の場合は県から出ます。町長選挙と町会議員の皆さんの選挙は町のほうから支出するような形になっているんです。ですから、お金の問題ではないということは一つ、それは分かっていただきたい。

それから、人の問題なんですが、選挙の事務というのは、選挙管理委員会の事務局というのは、役場で担っていますけれども、それ以外の事務がありますね。投票所の事務は、何が何でも役場の職員がやらなきゃいけないということはないんです。例えば婦人会、例えば青年団とか、いろんな組織があると思います。そういう方がやっていただければ結構なんです。ただ、一つ言えることは、絶対に選挙は間違えてはいけないということです。これは、本当に重要なことでございまして、これを間違えて何でもありだというと、選挙自体が、国の仕組みがもうおかしくなってしまいますので、それは、そういうふうな形でございます。

それから、コロナのときは、町長の判断で町民の安心・安全ということで、 これは職員にもう本当に協力してもらう。これは、町が実施することですの で、町長の判断でやっていただきました。職員が出させてもらいました。

選挙のときに、絶対間違えちゃいけないということで、今、役場の職員が 出ていますけど、安心・安全という意味でとはちょっと違うのかなと。でも、 絶対間違えちゃいけないんですが、その辺のところの兼ね合いが非常に難し いので、町長が先ほども申し上げましたとおり、やはり必要な人員は確保し なきゃいけないということもあるんですけれども、必要な移動手段も、交通 手段も確保しなきゃいけないというのはあるんですけれども、その辺のところは、今現在、何でも役場の職員が選挙をやらなければいけないということ はありませんので。その辺は、ちょっと間違わないようにお願いしたい。

また、経費の問題だけじゃないということです。経費は、国政選挙は国で 全部出ますので、その辺のところはお願いいたします。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 お金の問題だけではないということ、今の答弁で理解いたしましたが。では、こういう声に対しては、こういう声というのは、行きたくても行けないという方の声に対しては、今後どう対応していくべきことなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 その辺は、選挙管理委員会と執行者である町長、町会議員等も含めて、い ろんな面でこれから検討していかなければいけない、調整していかなければ いけないというふうに思います。やっぱり、選管の仕事が車の手配までとい うと、またちょっと違うんで、その辺のところは町で担うべきなのか、その 辺もしっかり、今後調整していかなきゃいけないと思っています。

議 長 冨田陽子議員。

 \mathbf{H}

12 番 冨

お金の問題ではなく、適切に行われなければいけないということは理解したんですけれども、選挙の当日の適切に行われなきゃいけないことに代わる補助的なこととして、今回、共和の福祉バスの臨時便ですとか、おでかけ号の臨時便を出すとか、そういったことを考え、もしくは期日前投票の理由が、自分が車がなくて投票所に行けないからという理由がそこに当てはまらないという方がいらっしゃったんですけれども、そうであるならば、当日に関わる業務ではなく、周辺のサポートで、そこが解決できる問題ではないかなというふうに考えます。期日前投票には、理由を宣誓しなければいけないとあって、その中に交通手段が確保できない、例えば病気ですとか負傷、身体障害を持っているからという理由があるんですけれども、そこを変える、もしくは、そういう理由をチェックすることになっていますが、実際、当日投票に行けないからという、移動手段が自分でなくて行けないから期日前投票に行くという方を、おでかけ号ですとか福祉バスで行けるというふうに、例えば防災無線ですとか広報で促していけるような、期日前投票に行きやすい仕

組みというのも必要なんではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 期目前投票、法律で定められていまして、今議員さんが言う理由なんですが、コロナの関係も該当しますので、コロナで当日投票所は混み合うからという、それを避けるために期日前も利用できるようになっています。あと、選挙管理委員会のほうで、期間中、何回か広報車回るんですが、その中で、当日選挙に行けない方は期日前投票を利用してくださいということで、広報

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 そのようなことは続けていただきたいと思います。

車で回っております。

では、4番目の質問に移ります。

今回の4点目の質問をさせていただいたのは、今選挙権がない年齢の若者 も、今後必ず投票をしなければいけない選挙権を持つ年齢になったら、投票 しなければいけないことですので、投票率日本一を目指すんであれば、その 方たちへの政治・選挙に関する関心を高めることも必要なのではないかと思 って質問させていただきましたが。回答の中で、主権者教育の推進を図って おりますと御回答がありましたが、具体的には、どのようなことが行われて いるんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 主権者教育を選挙権が低年齢化したということの中で、色濃く学習指導要 領と学校の教育の中へ入ってきております。これまでも山北町は、こういった主権者教育を取り組んできまして、例えば一つの例としまして、この答弁 にもありますように、6年生が、これまでは夏休みに子ども議会を開催して おりました。それも代表者が自分で質問を考えて町長に質問すると、こういう子ども議会を開催しておりましたけども、六、七年ぐらい前ですか、秋に6年生が国会議事堂に見学に行きました。そこのところで見学したのをきっかけにして、グループで山北町の課題をいろいろ話し合って、そして実際に 調査をして、どこに課題があるのか。じゃあ、自分たちはどういう提言ができるかと。こういうふうな形で、子ども議会の中で代表者が議員になって、

質問するという、そういうシステムづくりをつくりました。そして、そのグループになっていた子どもたちは、傍聴という形で実際に傍聴席に入って、そして、自分たちの代表者が質問して、どういう答弁をもらえるのか。そういったところまで進めてきているということで。ですから、子どもたち全員がこの選挙に関わっているということで、そこのところは、山北町が子どもたちが少なくなったという、そういうことの中でこういうケースができたということでございます。

あるいは、中学生になりますと生徒会選挙等もございます。そうしたとき に、実際に町民が使っている記載台とか投票箱、これを使って実際に選挙を やるということで、リアルな選挙という形の中で、そういった面を学んでい るということで。

あとは、学習の中で年間計画なりに基づいて、主権者教育について、選挙 の仕組みですとか、そういった学習すべき内容については、しっかりと学習 しているという状況でございます。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 子ども議会に前々から取り組まれているというのは、大変うれしいというか、ありがたいというか、この先も続けていっていただきたい取組の中の一つだと思うんですけども。本物の投票の記載台や投票箱を生徒会の役員選挙の際に貸し出すことが果たして選挙に関する、政治に関することに実際に効果的というふうには考えられているんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 実際に、子どもたちあるいは先生方が段ボールで作った、そういったところに入れるのと、実際に投票するときに入れるものと、やはり全然重みというんですかね、その感覚は全然違うと思います。ですから、そういった面では、こういったものを学校からもぜひ貸してほしいという、そういう要望が毎年来ているという状況ですので、それをやっぱり実際にそういうところに投票するというのは違いがあるというふうに思います。ただ、選挙でそれを使うだけじゃなくて、使うまでに、町ではこういう仕組みで、こういう形でやっているんだよという仕組み、選挙についての学習をしますので、そこのところにつなげているということでございます。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 令和3年度「山北の教育」の中の基本方針の中にも、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の創意工夫や教材等の改善等をとおして、各校の特色ある教育活動を展開し生きる力を育むことをめざすものとする」とあります。

日本青少年研究所のある調査によりますと、私個人の力では政府の決定に 影響を与えられないという考え方について、日本の高校生の80.7%が「全く そう思う」、もしくは「そう思う」と答えています。この調査は、韓国では 55.2%、中国では43.8%、アメリカでは42%の回答となっていて、日本の学 生、若者は政府の決定に自分の個人の力が影響を与えられないという割合が 出ているとされています。

神奈川県の教育委員会では、現在、平成23年に発行したシチズンシップ教育指導用参考資料を活用して、全ての県立高校及び中等教育学校でシチズンシップ教育に取り組んでいるという報告があります。その中の一つに政治参加教育というのがあるということで、全高校でそのような主権者教育が行われていて、山北高校でもそれが取り入れられているということだったんですけども。小・中学校においては、学習指導要領に基づき、政治的教養を育む教育ということで、指導資料並びに本冊子を活用して、本教科の領域の授業をはじめ、学校行事や児童・生徒活動、学級経営など、自校の教育活動の狙いや指導方法について指導資料で示した視点から、改めて見直していただきたいというふうに出されているんですけれども。こういう教育委員会の指導の下に、例えば子ども議会ですとか、そういうことが執り行われているということなんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 学習指導要領にのっとった、学校はカリキュラムをつくって、そして年間 指導計画を立てて、そして実施しております。そういった中で、具体的に、 じゃあどう活動するかということの中で特別活動とか総合的な学習の時間、 そういった中で、その中の一つとして、子ども議会というので実際に取り組 むということでございます。子どもたちが、先ほど10.7%ですか。日本は、 生徒の力では変えることはできないという。そういう意見を持っているとい うことですけども、実際に子ども議会やって、こういう例もございます。山 北には歴史や文化がいっぱいあると。ただ、その文献が、大人の文献しかな い。子どもたちに寄り添った文献はないんで、私たちはどう、その歴史や文 化を伝えていけばいいんでしょうかという、こういう子ども議会の中で質問 がありました。そこで、これまでは3、4年生版の「わたしたちの山北」と いうことで、山北町にはこんな仕事がある、こんな自然がある、こんないい ところがあると、そういういろいろなところを学ぶ、そういう副教材がござ いました。それで、その歴史・文化に特化して5、6年生で学ぶべき内容の 歴史・文化を網羅した副読本をそれをきっかけに作りまして、今、そのこと で子どもたちは、今学習をしてございます。

ですから、そういった自分たちの提言したことが変わったという、それを 実感したということが非常に大きいことじゃないかなというふうに思ってい ます。それは一つの例でございまして、ほかにもいろんな担当課のほうで、 子どもたちの意見を吸い上げながらしているということで。ですから、そう いった子どもたちの励みにもなるし、そういった子どもの視点を大事にして いく、そういう教育をしていきたいというふうに考えてございます。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 山北町では、そういうふうな取組がもうされているということで、心強い と思います。

神奈川県の教育委員会が行っている、政治的教養を育む教育検討会議というものが平成28年から設置されていて、小・中学校における政治的教養を育む教育指導資料というものを作成されているということで、そこの教育検討会議の座長に、ちょっと聞き取り調査を行ったところ、神奈川県のいろんな市町村に主権者教育といいますか、政治的教養を育む事業の中の一つとして、子ども議会の前段階で行われている川村小学校での授業と似通ったところはあるんですけども、生徒たちが自分たちで地域の課題を自分事として捉える。地域の課題だけではなくて、学校内の問題を自分たちで考えて、それを生徒みんなで話し合う、他者の意見を聞く。そうした上で、自分の意見もしっかりそこで伝える。そういう選挙に関わる、政治に関わる第一歩というか、その大前提として自分の意見を持つということ。それから、自分の意見をきち

んと伝えられること。そして、そのことを伝えた上で、相手の意見を聞いて 対話することがいろんな主権者教育、例えば政治的な授業だけではなく、い ろんなところで、あらゆる授業の中で取り組むべきことだというふうにおっ しゃっていました。

それで、平成29年度より、神奈川県内の小・中学校で実施協力校を募って、そういう教育、単発的に授業、講演を行った上でもその授業を展開して行っているということなんですけども、神奈川県に、山北町には、まだそういうふうな授業に出向いていないということだったので、仮にもし、そういうこと、手を挙げられる機会があれば、手を挙げていただいて、今小学校で行われているということだったんですけれども、山北中学校でも、そういうような政治的な教養を育む授業を取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 今言われたようなことを学校の中で、いろんな主権者教育の中で、中心的には、中学3年生の公民で扱います。選挙のことについて、いろんな学びがあります。その中で、学校の中で、例えばそういったところに関わっている方にゲストティーチャーとしてお招きして、そして話を聞くとか、あるいは講演会を開催するとか、いろんな手法があろうかと思います。ですから、そういった面は学校とよく相談しながら、今の子どもたちにとって、どういう内容がふさわしいのか。ですから、ふだんの、通常のこれまで積み上げてきた小学校で学んだこと、中学校でさらにそれを深める。そして、その中で、どうやってさらに深めていけばいいかということで。

ただ、いろいろカリキュラムの中で限られた中でのことでございますので、何もかもということはできませんけども、そういう中で適切に判断しながら、よりよい形の事業展開をするのが大事かなというふうに思っています。ですから、その辺のところは、また学校が中心となって、それは決めるべきことですけども、教育委員会でもいろいろ相談しながら進めていくことは可能であるというふうに考えてございます。

議長国田陽子議員。

12 番 冨 田 ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

私自身も振り返ってみますと、義務教育の中で政治の仕組みですとか、選挙の仕組みとか、そういうことは学習した覚えがあるんですけど、では、いざ選挙のときに、どこを争点にして投票すればいいのかとか、政治のどういうところを基準に自分がどう考えるかということまでは学習した記憶がないんですね。いざ二十歳になって投票する、自分が選挙権を持ったときに、じゃあ誰を選べばいいのか、どこを選べばいいのかという、そういう基準が自分の中には全くなくて。本当に適当に、ただ、この人が単によさそうだからとか、女性だからとか、そういう理由で初めは投票していた記憶があります。

愛知県の新城市のある中学校では、マイ争点ということで、投票先をどう 選ぶか、何を選ぶかということを学生たちと話し合って、最後にGIGAス クールでタブレットが導入されていますので、そのタブレットで疑似投票と いうことを行ったというふうな新聞の報告がありました。タブレットを今後 活用していただいて、理想的には、行く行くはネット投票ができればいいな と思ってはいますが、それは先だとしても、そういう自分が何をどう選ぶか、 何が重要でということをきちんと考えられる子どもになっていただきたい。 あるいは、子どもだけじゃなくて、それはもう私たち自身にも関わってくる ことだと思いますが、そういうところにもぜひ取り組んでいただけたらと思 いますが、いかがですか。

議 長 教育長。

ています。

教 育 長 今、例として出されましたけども、高校あたりでかなりそこのところは進められているんじゃないかなというふうに思っています。ただ、模擬選挙というのは、やはりそこまでのところまで持っていく判断力、それから知識、どういった形で選べばいいのか。いわゆる単なる好き嫌いだとか思いつきだとか、それであっては、やることがかえってマイナスになるケースというのも心配されております。ですから、そこをやるにはかなりの慎重さをもって、それまでの取組というか、そこのところが非常に大事かなというふうに思っ

ですから、ただ単に先進事例としてそれがあるから、すぐにそれをやりますじゃなくて、その先進事例はどういう形でそこまで持ってきたのか、そこのところをやっぱりしっかりと研究したり確認したり、そういうことが大事

かなというふうに思っています。ですから、ただ単にそれをやれば、意識が 高まるということじゃなくて、やることによってマイナスになるケースとい うのも多々あることがありますので、そこのところは、やっぱり慎重にやら なきゃいけないというふうに思っていますし。そういう形で今、高校段階で やっておりますけども、そういったものを少しでも中学生段階に落とせるの かどうか。そこのところは、やっぱりしっかりと研究しながら、検討しなが らやっていかなければいけないというふうに考えています。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 山北町では、事前に問い合わせたところ、年代別の投票率は出ていなかったということで、実際に若年層、10代、20代、30代、そして高齢者とどの年代の投票率というのは今回分からなかったわけですが、全体を通して言えることとしては、投票に行きたくても行けない方ですとか、若者で政治的関心がない方に対してとか、そういうことに町民がどういうふうに考えているかということを町全体で有権者の声をぜひ聞いていただきたいなと思います。

参考までに、長浜市の選挙管理委員会が、今後の選挙の執行管理や選挙啓発に関するアンケートを行っています。そこでは投票所の環境についてとか、投票所の期日前投票の投票所の感想、あるいは、なぜこのまちの投票率が低いのかとか、そういうことをちゃんときちんと声を聞いて、それに基づいて改善しております。例えば、そのアンケート結果に基づいて、共通投票所の制度の導入ですとか移動支援等を行って、若い方でも投票に行きたくても行けないという方もいらっしゃるということに関して改善を行っています。

ぜひ今後、全体を通しての最後のことなんですけれども、行きたくても行けない方や若者の声を政治に吸い上げられないということは、その方たちの声が反映されないということで、大変今後の政治に関して非常に危機感を覚えるので、今後はこういう声を聞いて、いろいろなことを、今あることだけじゃなくて、10年後、20年後の投票所のこと、投票率のことを考えて取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、私たちも振り返ってみると、まず、やり方から覚える

わけですね。だから、誰から投票するなんてことは全く考えないで行って、 もらって、ここのところを書いて、入れて、また次の人をもらってというよ うな、確認してもらったり、そういうようなことが、私も二十歳ぐらいのと きは、そういうような誰を選んでいいかなんてことよりも一体どういうふう に仕組みがなっているかというような、そんなようなことのほうが中心だっ たような気がいたします。

そういったことも含めまして、若い人たちが投票に行ける、行きやすいような仕組みというのは、我々としては考えていかなければいけないというふうに考えております。また、そういった様々な提言がありましたらお願いしたいというふうに思っております。

12 番 冨 田 終わります。

議 長 ここで暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

(午前10時43分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

それでは、一般質問、続いて通告順位9番、議席番号8番、清水明議員。

8 番 清 水 受付番号第9号、議席No.8番、清水明でございます。

件名、「声なき声が届いていますか」。

誰にとっても住みやすい町づくりを掲げる山北町は、これといった人権問題もなく経過していることに、町長をはじめとする町職員の努力に敬意を表するところです。定期的に行われている人権相談でも相談件数が少ないということで、町民の一人として喜ばしく思っています。

ただ、全国的な調査を見ると、一例を挙げればLGBTQ+(性的少数者:セクシャルマイノリティ)は、統計的に人口の8%が存在すると言われています。山北町に当てはめると、およそ800人弱が存在することになります。

実態がどうなのか、声なき声を聞き取るのも行政、議会の役割と思い、いくつかの問題を取り上げます。

1、パートナーシップ制度が南足柄市、大井町、松田町で実施されています。このままでは世の中の流れに取り残されるおそれがありますが、山北町では実施の有無について検討がされているでしょうか。

- 2、日本語を母国語としない外国の方々が山北町に居住、通勤されていますが、この人たちへのフォローについて、どのように取り組まれていますか。
- 3、ここ数年、話題に上っている「ヤングケアラー」について実態を把握 されていますか。把握されているとしたら、どのような方法で把握している のか、また、何らか対応すべきことが生じているのでしょうか。

以上であります。

町 長 それでは、清水明議員から「声なき声が届いているか」についての御質問 をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「パートナーシップ制度が南足柄市、大井町、松田町で実施されています。このままでは世の中の流れに取り残されるおそれがありますが、山北町では実施の有無について検討がされているでしょうか」についてでありますが、町では第5次総合計画後期基本計画において「人権尊重のまちづくりの推進」を掲げており、その基本方針の中に、「性的指向等に関係なく、全ての町民の人権が尊重され、互いに認め合うまちづくりを目指す」としており、これを具現化する施策として、本町においても、令和4年4月から「山北町パートナーシップ宣誓制度」の開始を予定しております。

具体的には、性的マイノリティのカップルが、町職員立会いの下、お互いが人生のパートナーであることを宣誓していただき、町が「宣誓書受領証」を交付するというもので、交付を受けた方は、町においては公営住宅の申込みや税証明書の発行、介護保険認定代理申請に利用ができるようになり、民間においては、生命保険の受取人指定や携帯電話の家族割の適用、入院・手術時の同意などに利用できるようにもなります。

本制度の導入によって、町民・企業などに性的マイノリティへの理解が広がることで、多様性を認め、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、2点目の御質問の「日本語を母国語としない外国の方々が山北町に居住、通勤されていますが、フォローについてどのように取り組まれていますか」についてでありますが、令和3年11月1日現在の住民基本台帳の人口

9,819人のうち、外国人登録者数は92人、人口比率は0.94%であり、平成20年と比べると32人の増で、年々若干ではありますが増加傾向にあります。また、国別で見ますと、最も多いのがベトナム国籍の方々で35人、続いて中国国籍、フィリピン国籍の順となっております。

本町における外国人の方々は、町内に所在する企業で働く場合や、日本国籍の方との結婚により住民登録するケースが多く、働いている外国人の方々に対しては勤務先の企業が、結婚された方々に対しては日本人のパートナーが、住民登録から生活全般を通してサポートしているのが実態のようであります。

このため現状では、町内において日本語を母国語としない外国人の方々が 来庁され、相談を受ける事例はほとんど見られませんが、相談があった場合、 まずは役場1階の総合案内で御用件を伺い、相談内容に応じて担当課へ御案 内する対応を取っております。

その際、言葉の面でフォローが必要な外国人の方が来庁された場合には、 昨年4月から総合案内窓口に設置しております音声翻訳機も活用していきた いと考えております。

また、相談の内容によっては、県や関係団体等と連携・協力を図り、外国人の方々の支援に努めてまいります。

次に、3点目の御質問の「ここ数年、話題に上っている『ヤングケアラー』について実態を把握されていますか。把握されているとしたら、どのような方法で把握しているのか、また、何らかの対応すべきことが生じているのでしょうか」についてでありますが、「ヤングケアラー」とは法令上の定義はありませんが、一般的には、本来は大人が担うと想定されている家事や介護などを、その責任能力を超えて日常的に担っている18歳未満の子どもとされています。

具体的には、障害や病気の家族に代わり、買物、調理、掃除、洗濯などの 家事を行ったり、幼い兄弟の世話をしたりしている子どもが該当します。

一方、家族に要介護者がいる場合など、介護保険サービスを利用しながら 18歳未満の子どもを含めた家族が日常の世話をするということ自体は、何ら 問題のあることではなく、責任能力を超えて過度に負担がかかっているとい うことが問題になると考えております。

現状において、町では、「ヤングケアラー」の実態を把握することは難しいと認識していますが、日常的に高齢者宅を訪問している地域包括支援センターに確認したところ、現段階では、ヤングケアラーに該当するのではないかという事例の把握には至っておりません。

事例が発生した場合、御質問の件名にもある「声なき声」となってしまわないよう、高齢者宅を訪問する地域包括支援センターやケアマネジャー、地域のことをよく知る民生委員・児童委員、そして何より子どものふだんの様子を把握している小・中学校とも連携を図り、「ヤングケアラー」という事例が発生しないよう情報収集に努め、把握した場合には、適切な介護サービスや障害サービスの利用を含め、必要な相談・支援に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議 長 8番、清水明議員。

8番清水8番、清水でございます。

いくつかというか、大きくは三つの質問をいたしました。全て件名にある ように、「声なき声が届いていますか」ということで、これから質問させて いただきます。

まず1番目の質問でありますが、町のパートナーシップ制度導入についてであります。私は、1年前の一般質問でLGBTに関連をして、町はパートナーシップ制度について、どのように考えているかと質問いたしました。その時点で、今のところ、特に考えていないと回答がありました。重ねて、では、ある日突然、なぜかここでは男の人にしたんですが、これは男女関わりありませんが、同性の2人が来て、パートナーシップはどうなのと言われた場合に、やはり考えておかなきゃいけないんじゃないかと思い、その辺について、やはり考えておくべきことではないかと質問しました。町としては、以前から、川村小学校をはじめとして人権尊重を長くやっている、そういう中で、この一つの問題だけでなく全ての人権に関わる問題について、やはり差別をなくしていこう、そういったことがないようにやっていきたいと思っていると。表面に出ない数字は当然あるというふうに思うが、それはそれとして、それがはっきりして出ている市町村はパートナーシップも当然考えな

ければいけないと思うが、山北町はそういった数字が非常に少なく出ている 自治体なので、必ずしもそういう対応を急いで検討するということは、今の ところよろしいのではないかと個人的に考えているとお答えがありました。

それで、私は、小田原市を例にとってLGBT、この時点ではLGBTでした、私の知識は。今はLGBTQ+ということになっていますが、このLGBTに関わって数字として出ていなくても、安心・安全、そして優しさを根底にされている山北町は、すぐにパートナーシップ制度とまではいかなくても、検討を進めていくのはどうかと問いましたが、特化して町として取り組んでいくということは、あまり今のところ必要ないのではないか。つまり、検討も必要ないというお答えでした。私は、この時点で、全ての人権に対して取り組んでいくという町長の回答については、そのとおりであると。ただ、やはりめり張りというか優先順位があるのではないかと思いましたが、その答弁、なるほどということで終わりにしました。

そこで、今回、人権に関した全ての差別に取り組むので特化して取組はしないとのお考えでしたが、それがここで変わった、その経緯を問います。

議 長 町長。

町 長 清水議員がおっしゃるように、私のほうとしては、今まで山北町は、数十

年にわたって人権問題ということで、同和問題も含めてやってきました。そういう中で、こういうような個別の事案に関しては、それほど考えなくていいんではないかというふうな考えでございました。しかし、現実問題としては、誤解をされてしまう。山北町は人権に全然配慮しない、そういうような町だというふうに、清水議員がお考えのように、逆の発信がしてしまう。そういったようなことが、実際に町村会の中でも議論になりました。そういったようなことから考えると、山北町は本来、人権について非常にトップランナーとして走ってきたのに、そういった意味では誤解を受けるんでは、これはいかがなものだろうと。やはり、いろいろな考え方がありますけども、パートナーシップとか、そういったことに関しては、やらざるを得ないんではないかということで考え方を改めさせていただきました。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 この導入については、私はもともと進めたいという考えでしたから、非常

に、ちょっと生意気な言葉ですが、よい判断であったというふうに思っております。ただ、1年前のLGBTに関連をしてパートナーシップ制度の導入についてどうかと、一議員の提言ではありましたが、その時点では受け入れられませんでした。方針の変更については、今お聞きをしました。私が時代に取り残されるんじゃないかというふうなことも書きましたが、やはり、私は、去年、あの時点で取り上げてもらえれば、例えば7月でしたね、南足柄と大井町が協定を結びました。松田町が9月に宣言をしました。それよりも早く、私は、「人権のまち山北」としては先頭を走ってもらいたいなという思いで提案をいたしました。ただ、ここで変更、全ての人権を取り扱うんだ。だから特化はしないぞということでやってこられた。これが方針の変更だということです。それについては、こういうことで変えるよということを事前にこちらのほうに伝えてもしかるべきではないかなと。

確かに、一議員の発言ではありますが、何となく、議員の提言は聞き流し ちゃうよということで、議会軽視の考えがあるんじゃないのかということで、 私はこのことについても、ぜひお聞きをしたい。

議 長 町長。

町 長 決してそんなような議会軽視とかそういうようなことは考えておりません。 清水議員も御案内のとおり、川村小学校をはじめとして、本当に長い間、先

生方、あるいはまたそういった人権に関わった方が非常に多く、いろいろな

業績を残していらっしゃる。そういったようなことも含めて、私は全般的な

ことを人権の中で扱うのが一番いいんではないかという考えは今も同じです

けども、しかし、おっしゃるとおり、皆さんが誤解をして、そして山北町は

遅れているというようなことで言われる。実際に、南足柄、大井町のときも、

私もその首長と話を、そのときに今度やるんだということで話はしました。

そのときに、私は山北町は人権のまちだから、もう少し考え方は違うよということで、そのとき述べたことがあります。

しかし、実際にそれがこういう制度になってくると山北町は遅れている。 そういうような考え、また、これもあれもやれ、やらなきゃいけないという ようなことが言われてしまって、私としては、非常に残念ではありますけど も、しかし、皆さんが誤解するのを一人一人を説得しておくというのも、な かなか難しい話で、やはり皆さん、ほかの自治体のやるようなパートナーシップについては、やはりやっていかなければいけないだろうということで考え方を述べさせていただいたものですから、その辺は御理解をいただければというふうに思っています。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 決して、軽視をしているわけではないと。あの行政も議会も町の人たちの 安心・安全、幸福な生活を追求するために努力をしていると。そういう点で は同じ方向を向いているということで、それについてはよく承知をしている ところであります。

では、このパートナーシップ制度ですが、窓口で宣誓書受領書の交付を受けると、いろいろなことが認められると。例えば、公営住宅の申し込みができる。それから納税証明書の発行、それから介護保険認定代理申請にも利用できる。あとこの民間において、お答えのように大きなことは入院手術時の同意が家族でなければできない。それができるようになる。これはとても大きなことだと思います。

上病院、それから市立病院ということですが、これがそのほかにも波及するのかどうかというふうなことについてはどうなのでしょうか。福祉課のほうで。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 入院手術時の同意につきまして、もう既に、上病院と小田原市立病院ではできるようになっています。近隣のそのほかの病院については、確認はしてございませんが、この制度は来年4月から立ち上げさせていただくというふうに考えてございますが、1市5町で連携を同時に図りたいともう考えてございまして、その中で、担当者の打合せもしましょうということになっておりますので、1市5町として、こういった取組をしてもらったらどうでしょうかということを各病院に、近隣の入院施設を特に持つような病院に投げかけるのも、一つの方法ではないかというふうに考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 できる限り、そういったこと、今まで認められたことが認められるように、

輪を広げていっていただけるということで、ぜひ今後とも継続して頑張っていただきたいと。ただ、その担当課に聞きましたらば、人権相談がほとんどない。それは、山北町の住民にとっては、様々な困難なものがないということの証だと思いますが、ただ、表題にありますように、本当に声なき声はないのかということを考えますと、例えばパートナーシップについても、まだ山北では、そういった実例はないかと思いますが、カミングアウトするには、まだまだ高いハードルがあると思います。

周りの目を気にしない、気にしてくるんじゃなくて、そういう覚悟をしないで、肩の力を抜いて申請できるようになるためには、やはり町の人に、こういうことなんだよということを知らせていかなきゃいけないと思いますが、広報等について計画はあるでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの制度、来年の4月1日から予定というふうに考えてございますが、 広く町民からこの制度に対する意見を募集しようと考えています。もう既に、 12月の3日の午後に、町のホームページ上には、意見を募集しますと。来年 の1月の14日までを期間として、募集をかけてございます。また、1月1日 号の広報でも、出してくださいということをアナウンスすることとしてござ います。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 若干逸れてしまうかもしれないのでありますが、ぜひ聞いておきたいので 質問いたします。

パートナーシップに関連をして、事実婚については、町はどのように考えていられますか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今回のパートナーシップ宣誓制度については、性的マイノリティのほかに 事実婚も対象としています。事実婚の方の中に何らかの事情があって、婚姻 届を出すことができない。でも実際に一緒にパートナーとして暮らしている と。こういった方も同じように救いたいというところから、事実婚も含める というふうにしてございます。事実婚も同列と考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 事実婚についても同列だということで、これも、やっぱり一定の前進では ないかと。性的マイノリティ、特に夫婦別姓問題で女性がかなり言ってみれ ば、差別を受けているということでは、その事実婚を認めていくということ は、一定の前進だというふうに考えております。

> では、次の質問。2つ目ですが、日本語を母国語としないということで、 回答によりますと、外国の方々のうち、企業で働いている方々は、勤務先の 企業がサポートをしていると、日本人と結婚されて、町に居住されている 方々は、日本人のパートナーがサポートしてるということで、外国人の方々 が来庁して、相談をすることはほとんどないということでありますが、この ほとんどないということは、ゼロなのか、または数字があるのか。そこのと ころを質問します。

議 長 福祉課長。

町 民 税 務 課 長 お答えさせていただきます。ほとんどないと申し上げても、全くゼロではございません。ただ、答弁にもございましたとおり、ほとんどの例が企業ですと、もう日本語をもう解するということが事実になっているんで、そういった方がついてこられる。あるいは外国の方でも、もう日本語に堪能な方、そういった方がついてきて、実際やり取りしている。そういったようなケー

議 長 清水明議員。

スになっております。

8 番 清 水 回答によりますと、外国人登録者が92人で、町の人口の0.94%であると。 で、20年から32人が増していると。ベトナムの人、中国の人、フィリピンの 人が多いということでありました。

今、来庁されるのはゼロではないと。でも言葉の困難さは感じてないということでありますが、その企業、家庭から母国語の広報が欲しいというような要望はないんでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 広報の関係なんですけれども、そういう要望は聞いてはございません。町 の広報の内容をおおむね町のホームページのほうにもアップしている状況な んですけれども、現在町のホームページにつきましては多言語対応になって ございますので、そういった部分で、外国人の方にはお知らせはしているよ

うな状況でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 では、教育関係について、質問いたします。その外国人登録者のうちで、 就学児童・生徒の数を把握されていると思いますが、提示をしていただきた い。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 現在のところ、外国人の児童・生徒は、山北町内ではゼロになっております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 ということは、これは、そういったその対象になる子どもさんがいないと いうことなのか、どっかほかへその言葉が不自由じゃないところに行ってい られるのか、その辺はお分かりでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 外国人の方でも転入してきて、学齢期のお子さんがいられる場合は、教育委員会のほうに御案内していただいて、就学の御案内をしております。それがないということですので、もともとお子様を連れて入って来られていないというふうに理解してございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今、実は、質問しましたのは、町でも外国の方、時々見かけます。ということで、当然、お子さんもいられるのかなと思いまして、質問を用意したんですが、そういうことがないということですので。正直、ああ、そうなのかということで、すみません、ちょっと質問がうまくいきませんでした。

それでは、3つ目のヤングケアラーの問題について、移ります。ヤングケアラーについては、まだ公的な定義がないということが言われています。両親のどちらかが離婚、死別によりいない。あるいは仕事などで忙しい場合、子どもが介護を担わざるを得なくなる状況になり、要介護状態の家族のために大人が担うような介護の責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポート、介護を行っている子どもや若者のことで、特に18歳以下の子を指すというふうに言われています。

総務省の調査によりますと、現在全国で約3,710万人が存在すると言われ

ています。これは、中学2年では約17人に1人、5.7%、それから高校2年で約24人に1人、4.1%ということで、調査のほうが中2と高2しかありませんので、それ以上、ちょっと調べようがありませんでしたが、それにしても少なくない数です。クラスに2人ぐらいいるだろうということです。

そういう中で、ヤングケアラーのうち、6割は自分はヤングケアラーであると認識はしていないということになっています。

それで、回答の中で、介護保険サービスを利用しながら、18歳未満の子どもを含めた家族が日常の世話をするということ自体は何ら問題のあることではなく、責任能力を超えて過度に負担がかかっているということは問題がなると考えていますとあります。

私は、ここで、何ら問題のあることではなくということと、過度、過度と はどの程度を指すのかについて、質問します。

議 長 福祉課長。

福祉課長

答弁書の中の何ら問題はないというのは、家族として暮らす以上、お子さんであっても、おじいちゃんのお世話をしたりということは、当然、それは普通にあることだと思うんです。それが問題となるというわけではないということでありまして。じゃあ、何が問題なのかというところが、過度に負担がかかっている。じゃあ、その過度は何なのかといったところが、例えば、学校から帰ってきて、宿題もする間もないぐらい家事をしなくてはいけないですとか、幼い兄弟の面倒を見なくてはいけないんですとか、本人がやりたいことができないぐらい家事に追われてしまっていると。そういったのは、それは過度に当たるというふうに考えてございます。

ただ、明確な基準がもちろんあるわけではないんです。なので、そこは、 何とも言えないところはあるんですが、答弁書に書いてある、その過度とい うのはそういった意味でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 厚生労働省が、このヤングケアラーを自治体の窓口などに連絡した場合に、 診療報酬を加算する方針を固めた。そこから数をつかんでみたいというふう な取組をしているようです。ただ、その背景には、子ども自身が自分をヤン グケアラーだと知らなかったり、これは、先ほど申し述べました。周囲の大 人が気づきにくかったりして、子どもが十分な支援を受けられなくなりがちな現状であると、先ほど回答にありましたけれども、日本的なところで、家族は家族が見る。これは今ずっとそうしてきました。ところが、もうそれでは、子ども自身がつぶれてしまうようなことで、このヤングケアラーの問題が出てきたということです。

一番困るのは、家族のことは家族が見る。それが当たり前だと。それについて、何ら外に向かって、援助とかそういうものを考えない。大体6割が認識しない。ですから、この子たちをどういうふうに引っ張り上げていくのか。要は、声なき声をどういうふうにするのかということでは、このことについて、町では、このヤングケアラーの存在について、数とかそのほかを調査したことはありますか。

議 長 福祉課長。

福祉課長

調査をしたことはございません。ただ、今回の御質問に当たりまして、地域包括支援センターに確認しましたところ、包括支援センターの職員は、 日々、高齢者宅を訪問してますが、そういった中で、把握した事例はあるか と聞いたところ、そういった事例は特に把握はしてませんということでした。

しかし、議員がおっしゃられますように、何といいますか、お子さんが当たり前のように家族の世話をしているって、それは、過度になっていなければ、それはいいんですけども、過度になっていたとしても、それがもう日常的なことになってしまっていて、自分自身が負担に感じているということすら気づかないということもあるんじゃないかなとは思います。

さらに、この問題でややこしいのは、把握が非常に難しいということだと 思っています。例えば介護サービス事業所ですとか、障害福祉サービス事業 所が入るということであれば、第三者の目が入りますので、そういった事業 所からの情報提供を町にしてもらうことによって、把握ができるといったこ とはあると思うんですが、若い御家庭で、お父さん、お母さん、共稼ぎ、共 働きで中学生のお子さんと小学生の弟妹、そういったところでは、その中学 生が声を上げてくれれば、それはもちろん把握できますけども、把握、声を 上げるということは恐らくないと思いますので、把握するのが非常に難しい なというところが、現実問題として感じているところです。 そういったところをどういうふうに把握していくかということは、今後、 どういった方策があるかというのは、町としてもいろいろ考えていかなけれ ばいけないといけないのかなというところは感じているところでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 現在、山北町、これも担当課に確認したんですが、父子家庭が2、それか ら母子家庭が72、要するにシングルファザー、シングルマザーですね。これ は、4,236の家がある中の74ということで、1.7%に、計算が間違ってなけれ ば当たります。多いのか少ないのか。それから、今顕在化していないという ことでは、ある意味では、ゼロであるのかなと思いますが、この74の家庭の 中で兄弟のいる家庭が31であるというふうに確認をしました。そうすると、 少なくとも、今言った74のうちはちょっと注意して見ていく必要があるのか な。何しろ子どもは、その家族が面倒見るのは当たり前だというふうに、私 たちは長い間に教わってきた、植え付けられてきたということから、その過 度に負担がという、その過度が押さえられていない。多分頭の中にないとい うこと、だから、それは周りが気がつかなくちゃいけないということですが、 小中高ということで、特に中学、高校について、今、非常に、家族の面倒を

ということで、例えば、山北中学校、川村小学校では、このヤングケアラーに該当する子はいるのかどうかについては把握をされているでしょうか。

見るので時間は取られてしまうということで、これは、ある意味教育を受け

る権利を奪われてしまっているのではないか。もしいればですよ。

議 長 教育長。

長

教

育

いじめのアンケートでなくて、今、山北町では、生活実態アンケート、これを小学校は学期ごと、それから中学校は、月に1回実施しております。そういった中で、このヤングケアラーについての状況も出てくるかなというふうに思いますけども、実際には出ておりませんけども。それから、あと教育相談がございます。さらには、こういうケースもございました。小学生のお子さんが遅刻が多かったんです。どうして遅刻をするのかなということで、そうしましたら、御両親いたんですけども、お父さんが朝早く、夜遅く帰ってくる。こういうふうな状況で、お母さんもちょっと体調を崩されて、なかなかお子さんの面倒も見れない。そこの家庭はお子さんが多くて、小さい子

どももいられたということで、その子どもが御飯を食べさせ、洗濯をして、それで学校に来るということで、それが分かりました。早速、ケース会議をやって、そして保健師、あるいはスクールソーシャルワーカー、そういった関係の方々としながら、家庭訪問したり、いろんな対応策して、今解決に至ってございます。

ですから、そういったケース、子どもたちの日常の状況、やっぱり先生方がこのヤングケアラーという認識をしっかり持つことが大事かというふうに思っています。虐待のときもそうでした。20年ほど前から虐待が取り沙汰されたとき、このしつけと虐待の違い、そこのところも非常にグレーゾーンがございまして、あったんですけども、このヤングケアラーもまさしく同じ状況じゃないかなというふうに思っています。ですから、先生方の研修だとか、あるいはいろんな文書、通知ございます。そうした中、学校で常にそういったことをまず先生方がしっかり認識しないといけない。そして、そういったケースが状況が見えたときは、すぐに対応するという、そういうことが大事かなというふうに考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水

調査によりますと、非常に難しい、把握するのは難しいと。教員の知識、認識不足もあり、ヤングケアラーを早期発見、支援したいが難しいということ、スクールソーシャルワーカーさんもそういう声が多いということであります。しかし本当に、日常見ていれば、今の遅刻の件、遅刻、早退、欠席、それがその不登校につながっていく。もう兆候が出ているということで、ここまでくると、まあ、ちょっといろいろ問題だと思いますが。例えば、中学生辺りで、これは全国的な話ですが、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生が3.8時間家族の世話を焼いているという調査もあります。そうすると、本当に自分の時間が持てない。それから友達と一緒にいることは考えられないということで、非常に厳しい状況にあると。そういう中で、そういうふうに気がついてもらえることについては、非常にやっぱりありがたいことであ

今の答弁は、非常に山北町、さすがに人権、子どもたちをよく見ていると。

それで、先ほど厚生労働省が医療機関を通じて、その発見に努めたいとい

るというふうに思います。

うか、厚生労働副大臣がまだ途中経過だと思いますが、こんなに酷い状況であると思わなかったと。もうこれは早急にその認識をしない6割を拾い出さなくちゃいけないということで、即効性のある対策を急ピッチで検討すると。それで、昨日の総理大臣の話の中でも、シングルマザーや在留外国人も孤独・孤立対象幅広く手当をしていくんだというふうなことを言っておられました。

やはり、そのときに、私の件名に戻って、声なき声をいかに拾うのか。それで、昨日、今日の話でも、やっぱり私たちはどうしても役場の職員に頼ってしまうところがある。なかなか自分からこういうことをやるということは言いにくいところがある。それから、私はかつて全員協議会のときに、役場の職員を減らさないようにという要望を出しました。人数が減るということは、大抵サービスが低下をするということになります。今まで、3人でやっていたのを2人でやればいいというふうなことになりますが、必ずサービスが低下をしてしまう。だから、人数を減らさないでもらいたい。

それから、どうしても、役場の職員にやってもらえばいいやというふうな 安易な考えにもなってしまう。先ほど、回答にもありましたが、やはり山北 町のことについては、私たちが様々なところでできるところを担っていきたい。例えば、選挙のことについては、絶対間違っちゃいけないから任せられ ないというふうなことがあると思いますが、任せられることをやっていく。 じゃないと人数が減りました。サービスは落ちます。これでは、安心・安全 優しいまちにはならないと思うんです。

といって、今一生懸命、役場の職員にやってもらっている。これ以上のことを要求するのは、酷だということはよく分かっております。ただ、私たちというか、私は責任がありませんから言いたいことが言えるということでは、何を言っているんだというふうなことになりますが、でも、少なくとも、人間がいないからできない。これは、町民にとっては決していいことではありません。いないならば、何とかする。それを知恵を絞るのが行政、そして私たちであると。議員もその一員であるというふうに考えています。

ですから、その辺をもうちょっと外へ発信するような、応援を発信するようなことを考えていかなきゃいけないと思いますが、それについては町長、

どうお考えですか。

議 長 町長。

町 長 まあ、おっ

まあ、おっしゃるように、職員を減らすとか、そういったようなことは、 いろいろな状況の中で減らさなきゃいけないときもありますし、また減らし てはいけないところもございます。そういう中で、どれが正しいのか、ある いはまた応援していただく方を外部に発信していくということが、果たして どうなのかというようなことはいろいろ考えなきゃいけないと思いますけど も。少なくとも、私が思った、このヤングケアラーについては、私は、たま たま、私のはとこが全くそうです。もう、かなり昔になりますけどね。おば あさんの介護を小学生のときにやっていました。本人がおっしゃるように、 それは自分がそういうふうには思わない。ただ、どこが違うかというと、や はり両親の愛情を非常に受けている。だから、そこが肝腎だと思うんです。 ただやっていることだけが、家族だから面倒見てということではなくて、両 親が自分の子どもをどれだけ大事に思って、そして、それに悪いけど、ちょ っとおばあちゃんの面倒見てねというようなことを本人が理解するかどうか が大事であって。ただ、行われていることだけがヤングケアラーかどうかと いうのは、その当時、介護保険法もありませんでしたけども。今、彼女は、 漫画家になって、その自分の体験を「介護小学生」というのでやっておりま すけども、本当にすさまじい、我々が当時、介護保険がなかったから、そう いうふうなことを思っております。そういったようなことで、本質的には、 両親がどれだけ自分の子どもを愛情を持って育てているか、そこのところが こういうヤングケアラーの問題をどっちに判断するかということになってく るんだろうというふうに思っています。

また、ちょっと戻りますけど、日本語の外国人の方もそうなんですけども、 私は会計事務所で企業を随分見てましたから、いっぱいました。外国の方が 従業員で。企業は絶対そういったことを行政に持ってきたくないわけです。 もう大変なことになる。要するに、実際の事業所の外国人の方というのは、 もういろんなデメリットを持っているわけです。不法入国、ビザが切れてる。 あるいは年齢を偽っている。もういっぱいあるわけです。それが全部とは言 いませんけど、どっかにそういうことが若干あるというのが割と多かった。 それを、そのままストレートに行政に持っていくというようなことは、まずありえませんから。非常に注意しながら、ちゃんと対応しているというのが、実態でございます。そういった中で、やはりそういったような日本語以外の母国語についても必ずついていって、そして一人で何かしゃべるというようなことはなるべく避けるというのが企業のあり方だというふうに思ってます。それが、実際にどうなのかということは、非常に難しい問題ですけど、

我々がそれがいいということではありませんけど、そういったのが実態だということだけは理解していただければというふうに思っております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 私はあ

私はあまり人生経験が豊かではありませんので、まあ思ったこと、特に弱い立場の人の声を伝えていきたい。私は前職が教員でありましたが、中学校社会科で子どもたちに教えたこと、全然関係ないんですが、やはり生きていく上で憎まなくちゃいけないのは戦争と貧乏であると。だから、本当に困っている人たちを何とかしたい。それは、皆さんも同じだと思うんです。その一助となるように、できるだけ、今の首相も言ってますが、聞くことが上手であると。私たちは耳を大きくして、そういった特に困っている人たちを救いたい。それを行政に届けていきたい。そんな思いでおります。今、町長の言われるように、両親、でも今なかなかそうなってない部分が非常に多い。何とか、悲鳴も上げられない子どもたちを救うことがやっぱり急務じゃないかなと思います。できるだけ、協力をしながらそういう子を一人でも救いたい。そういう点では、先ほどの教育長のお話、本当にありがたく思っております。

最後に、では町長に、これからも議会は当然ながら、適度な緊張を持ちながら行政と共に歩んでいくということで考えております。そういうふうなことで、町長同じだと思いますが、最後、その点だけお聞きして、終わりにします。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、やはり町の行政も、我々と議員の皆さんと一緒になって、進めていかなければいけないというふうに思っています。特に1番目のパートナーシップにもありましたように、人権問題については、私も、小田

原の家庭裁判所の事務の人とかなり知り合いでしたので言ったんですけど、 山北町は何でこんなに、こういった例えば成年後見人とか、そういうのが少ないんだと。トラブルが非常に少ないというようなことで、清水議員がおっしゃったように、全国の統計で言えば、このぐらいいなくちゃいけない。だから、絶対あるはずだと、その方は言うんですよ。しかし、実際には、今だんだん少しずつありますけど、要するに非常に少ない。それがいいことか、悪いことかは分かりませんけど、そのくらい山北町は皆さんがいろいろなところで、皆さん、それぞれの考え方の中でこの人権の中で扱っていただけるんだろうというふうに思ってます。

ですから、必ずしも、我々は万能ではございませんので、ぜひ皆さんと一緒に様々なことに対応していきたいというふうに思っています。これからもよろしくお願いいたします。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 終わります。

(午前11時56分)